（前橋地方検察庁次席検事）検事　小沢　正明
名古屋地方検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁公安部長を命ずる
（名古屋地方検察庁公安部長）
同　大久保和征
名古屋地方検察庁特別捜査部長を命ずる
名古屋地方検察庁公安部長を免ずる
（福岡高等検察庁検事）同　工藤　恭裕
福岡高等検察庁公安部長を命ずる
（最高検察庁検事）同　水野谷幸夫
（同）同　都甲雅俊
（金沢地方検察庁検事正）同　中島行博
（広島地方検察庁検事正）同　石田一宏
（大分地方検察庁検事正）同　髙瀬一嘉
（仙台地方検察庁検事正）同　白濱清貴
辞職を承認する（各通）（以上四月十一日）
岩原紳作　岩間陽子　初宿正典
法制審議会委員に任命する（各通）（四月二十七日）
中本和洋
検察官適格審査会委員に任命する
小田修司
検察官適格審査会予備委員に任命する
最高裁判所事務総長　今崎幸彦
検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する
検察官特別任用分科会に所属させる
増田卓司
認証審査参与員に任命する（以上五月一日）

○定年退官
盛岡区検察庁副検事伊東一夫は、検察庁法第二十二条の規定により五月六日限り定年退官

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、京都労働局の関係事業主を代表する者稲田道雄の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年５月20日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、京都労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成28年５月31日

４　推薦書及び添付書類提出先　京都労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、広島労働局の関係事業主を代表する者奥川泰光の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年５月20日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、広島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成28年５月31日

４　推薦書及び添付書類提出先　広島労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

資　料

平成28年３月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	３　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	11,701	5,846	8,231
（対前年同月比）	（42.2）	（―）	（―）
貿易収支	9,272	4,252	6,692
（対前年同月比）	（38.6）	（―）	（―）
輸出	63,316	56,431	71,479
（対前年同月比）	（−11.4）	（−5.5）	（10.1）
輸入	54,044	52,179	64,786
（対前年同月比）	（−16.6）	（−14.6）	（−15.7）
サービス収支	2,429	1,595	1,539
（対前年同月比）	（57.9）	（―）	（―）
第一次所得収支	21,317	20,451	23,314
（対前年同月比）	（−8.6）	（10.2）	（21.8）
第二次所得収支	−3,215	−1,948	−3,675
（対前年同月比）	（−12.5）	（18.8）	（−12.6）
経常収支	29,804	24,349	27,870
（対前年同月比）	（6.9）	（63.7）	（1,039.5）
資本移転等収支	−233	−147	−1,117
直接投資	11,804	15,272	7,889
証券投資	94,140	95,212	34,189
金融派生商品	−3,073	−9,259	6,334